

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部及び児童福祉法施行令及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示の制定に際し、意見公募手続を実施しなかった理由について

令和 5 年 9 月 14 日
厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課

今般制定された、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部及び児童福祉法施行令及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示（令和五年厚生労働省告示第 268 号）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 104 号）の一部及び児童福祉法施行令及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 195 号）の施行に伴い、厚生労働省関係告示について所要の規定の整理を行うものであり、他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理を内容とするものであることから、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 8 号に該当するため、意見公募手続を実施いたしませんでした。

※ 行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）（抄）
（意見公募手続）

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2・3 （略）

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一～七 （略）

八 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。

※ 行政手続法施行令（平成 6 年政令第 265 号）
（意見公募手続を実施することを要しない命令等）

第四条 （略）

2 法第三十九条第四項第八号の政令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理
- 二 前号に掲げるもののほか、用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更